

別 表（第 2 条関係）

補 助 事 業 名	ドライブレコーダー導入支援事業			
補 助 事 業 の 目 的	運転士不足によるタクシーの輸送力低下が顕著となる中、女性や若年層など多様な担い手を確保するため、運行管理の高度化により、運転士の安全な労務環境を整備する。			
補 助 事 業 の 対 象 と な る 者	道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号ハに定める一般乗用旅客自動車運送事業を営業者で、県内に事業所を有するタクシー事業者 ただし、福祉輸送事業限定等特定の用途に限って営業するものを除く			
補 助 事 業 の 対 象 と な る 経 費	以下の①～③の導入経費 ①デジタル式運行記録計・映像記録型ドライブレコーダー一体型（通信機能を有する場合） ②通信機能を有するドライブレコーダー（デジタル式運行記録計と併用する場合に限る） ③デジタル式運行記録計（通信機能を有するドライブレコーダーと併用する場合に限る）			
補 助 率	1/6 以内			
補 助 金 の 額	補助金の額は、補助対象経費に 1/6 を乗じた額（千円未満切捨）以内、かつ、補助上限は以下のとおりとする			
	補助対象機器	車載器	事務所用機器	事業者
	①	50 千円/台	65 千円/台	600 千円/事業者
	②	5 千円/台	15 千円/台	400 千円/事業者
	③	15 千円/台	50 千円/台	400 千円/事業者
	①②③を併用する場合の補助上限は 600 千円/事業者、②③を併用する場合の補助上限は 400 千円/事業者とする。 なお、予算の範囲内の額とする			
適 用 除 外 す る 条 項	—			
そ の 他 の 事 項	補助金の交付は、1 事業者につき 1 回限りとする。 ただし、事業の継承に伴い複数回の交付となるものは、この限りでない。			